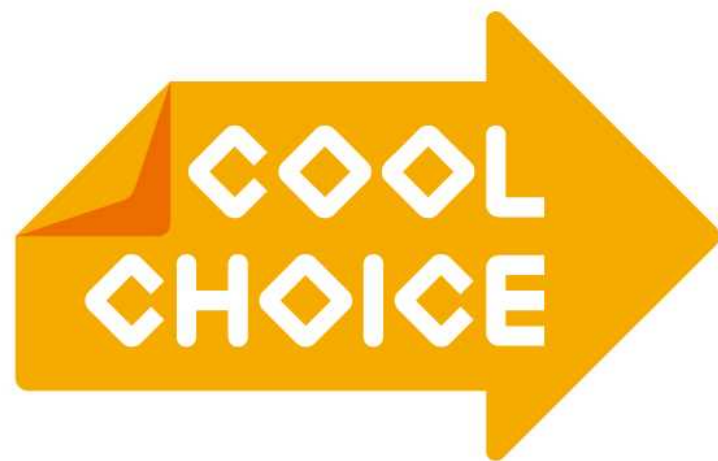


平成29年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について



未来の
ために、
いま選ぼう。

環境省大臣官房環境経済課

本日の説明の内容

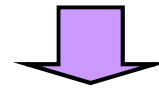
- 1. グリーン購入法の概要**
- 2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について**

1. グリーン購入法の概要

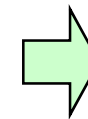
グリーン購入法の概要①（法の目的）

目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

グリーン購入法の概要②（責務、基本方針、調達方針等）

国及び独立行政法人等

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➡ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➡ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- ➡ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- ➡ 調達方針に基づき調達を推進
- ➡ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
（法第9条）

グリーン購入法の概要③（地方公共団体等の責務等）

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- ▶ 調達方針の作成
 - ▶▶ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ▶ 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

グリーン購入法の概要④（調達時の配慮、情報提供等）

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

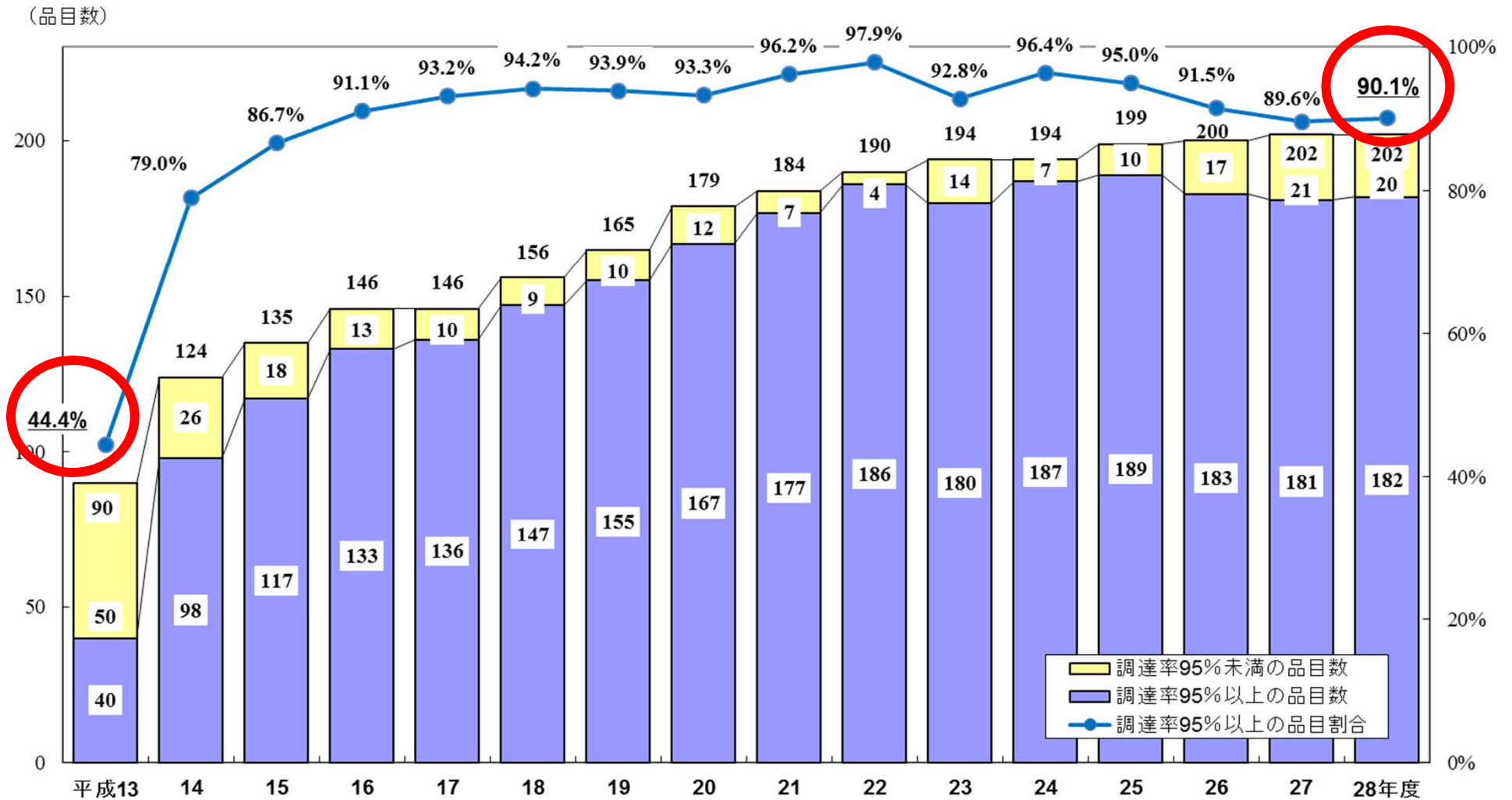
情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

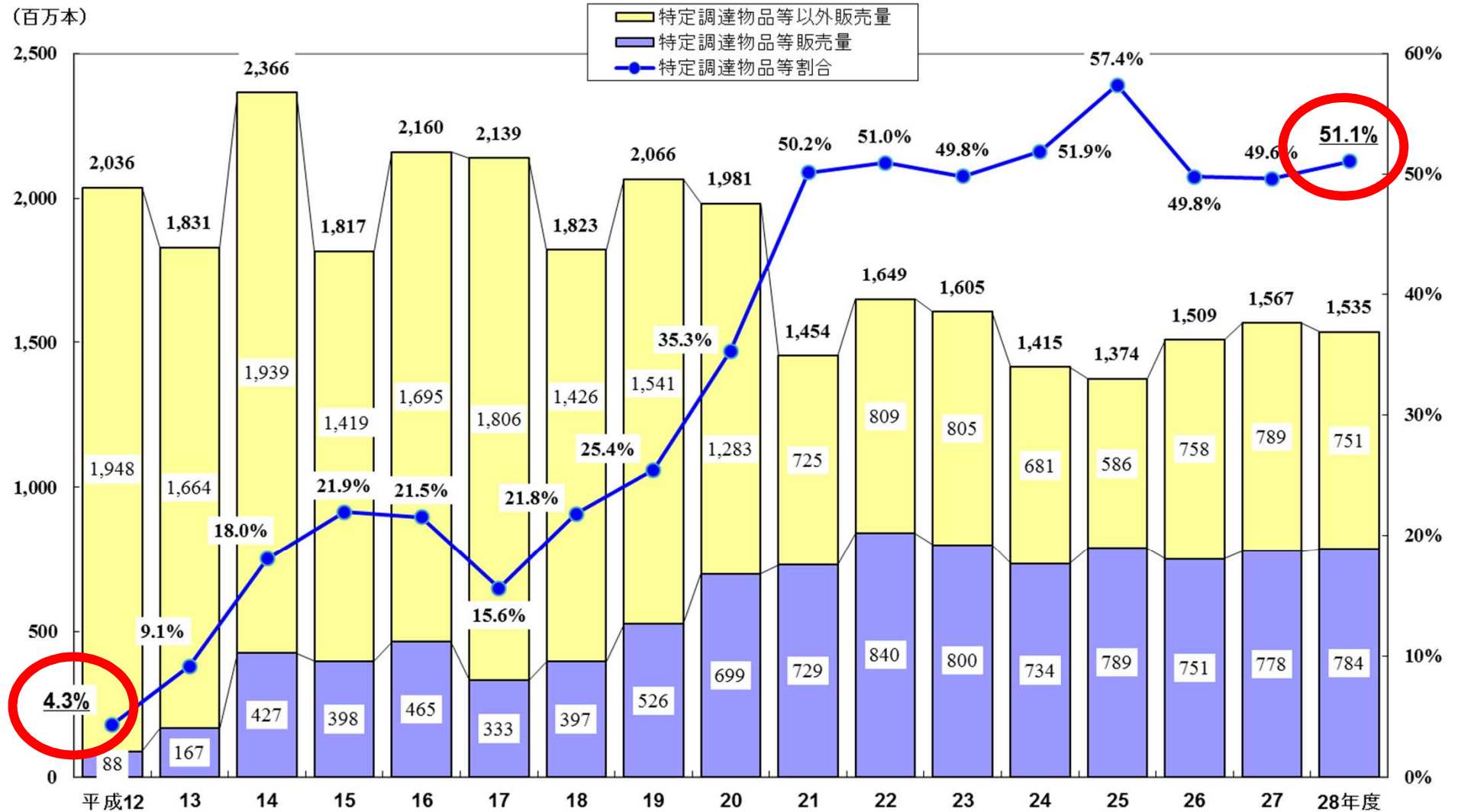
情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

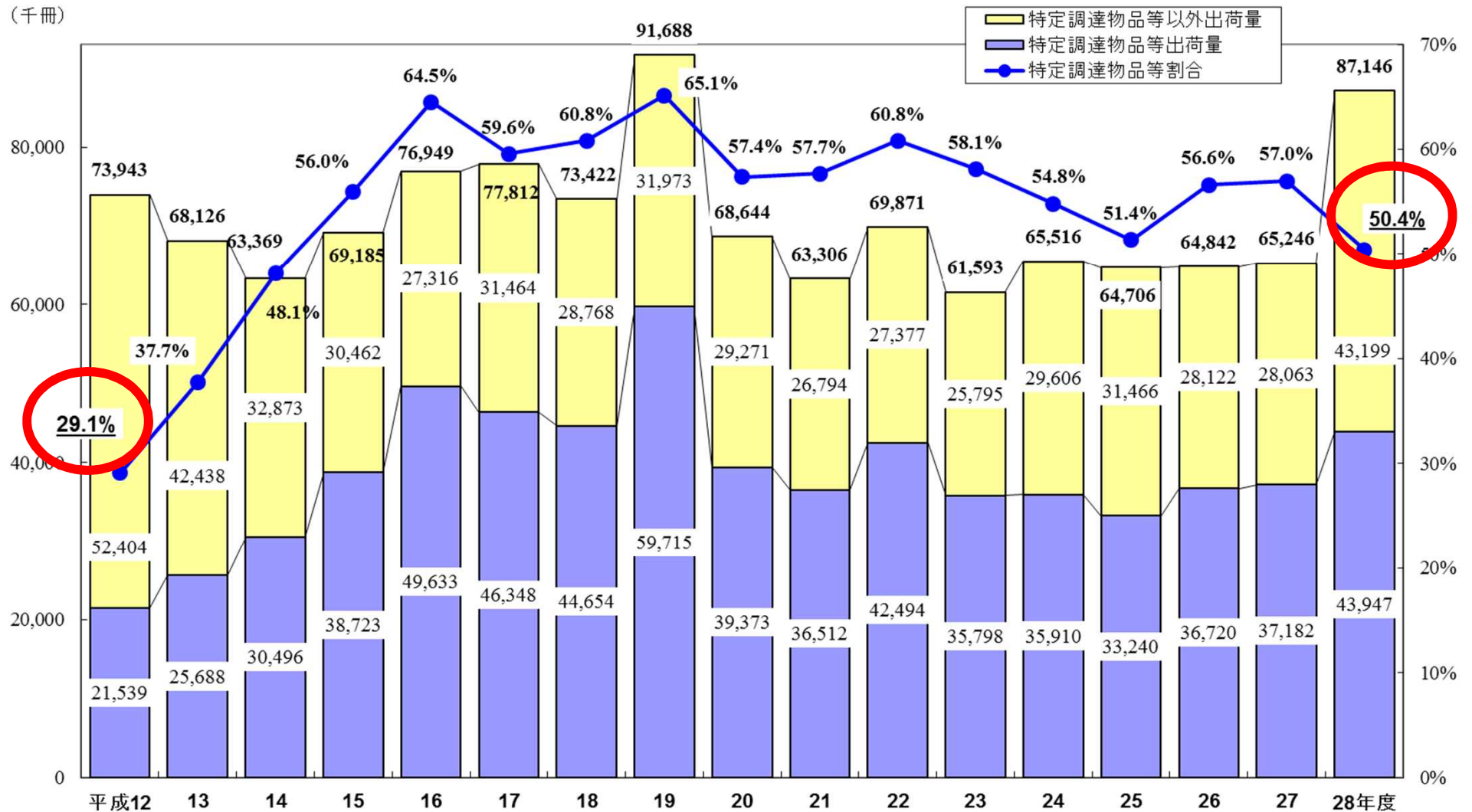
国等の機関の調達実績の推移



特定調達物品の国内販売量及び割合 (シャープペンシル替芯)



特定調達物品の国内出荷量及び割合（プラ製ファイル）



判断の基準と配慮事項

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
 - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

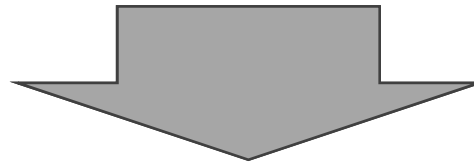
- ① 特定調達品目への新規追加品目
- ② 特定調達品目からの削除品目
- ③ 木材・木材を原料とする製品の合法性確認
- ④ 本年度の判断の基準等の見直し品目

特定調達品目に係る判断の基準等の見直し

3品目を特定調達品目に追加

2品目を特定調達品目から削除

55品目の判断の基準等の見直し



21分野275品目

- ① 特定調達品目への新規追加品目
- ② 特定調達品目からの削除品目
- ③ 木材・木材を原料とする製品の合法性確認
- ④ 本年度の判断の基準等の見直し品目

加煙試験の新規追加の背景等

- 「加煙試験」とは、建物などの天井、廊下、階段等に設置された煙感知器の作動試験を行うこと。ガス式加煙試験器は、主に光電式スポット感知器の加煙検査用に使用
- **我が国の加煙試験器の発煙体はHFC-134aが主流**
 - 発煙方法はスプレー式が80%以上を占有
 - フロン（HFC-134a）を使用した加煙試験器のガス使用量は0.8g/回程度（GHG排出量： $0.8g \times 1,430 = 1.1kg-CO_2eq$ ）
 - 例えば延べ面積1,000㎡以上の事務所等の機器点検は6ヶ月に1回
- **地球温暖化対策におけるフロン類対策の重要性**
 - 政府実行計画においてはHFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進策として、エアゾール製品を使用する場合は、安全性に配慮し必要不可欠な場合を除き、非フロン系製品の選択・使用を徹底



「加煙試験（役務）」を新規品目として追加することによる国等の温室効果ガス排出抑制、ノンフロン製品への市場転換促進

加煙試験に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
加煙試験	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

- 備考 1 消防設備点検業務等に加煙試験を含む場合にも、本項の判断の基準を適用する。
- 2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。
- 3 判断の基準の適用については、平成30年度の1年間は経過措置を設けるものとし、この期間においては、当該基準を満たさない場合にあっても、特定調達物品等とみなすこととする。ただし、この期間においても、可能な限り発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器を使用するよう努めること。



タイルカーペット洗淨の新規追加の背景等

- 「タイルカーペット洗淨」とは、敷設されたタイルカーペットを取り外し、施工現場又は事業所等においてタイルカーペットの汚れを遊離・分解し洗い流すとともに、汚水が残らないように吸引若しくは脱水すること
- 我が国のタイルカーペットの生産量は年間約2,500万㎡、廃棄量は約10万トﾝ（2,000万㎡相当）
- 我が国のタイルカーペットの平均寿命は7年程度で短命
 - 欧米のタイルカーペットメーカーの材質保証期間は15年以上
 - タイルカーペットの長期使用及び再使用（2R）に貢献
- タイルカーペット洗淨による環境負荷低減効果
 - 廃棄物削減：5kg/㎡ GHG削減量：9kg-CO₂/㎡
- 平成28年度の国等の機関における調達量は約23万㎡
 - 新規調達によらず、タイルカーペット洗淨の施工について検討が必要



「タイルカーペット洗淨」を新規品目として追加することによる環境負荷低減効果、地方公共団体や民間等への普及効果は大きい

タイルカーペット洗淨②

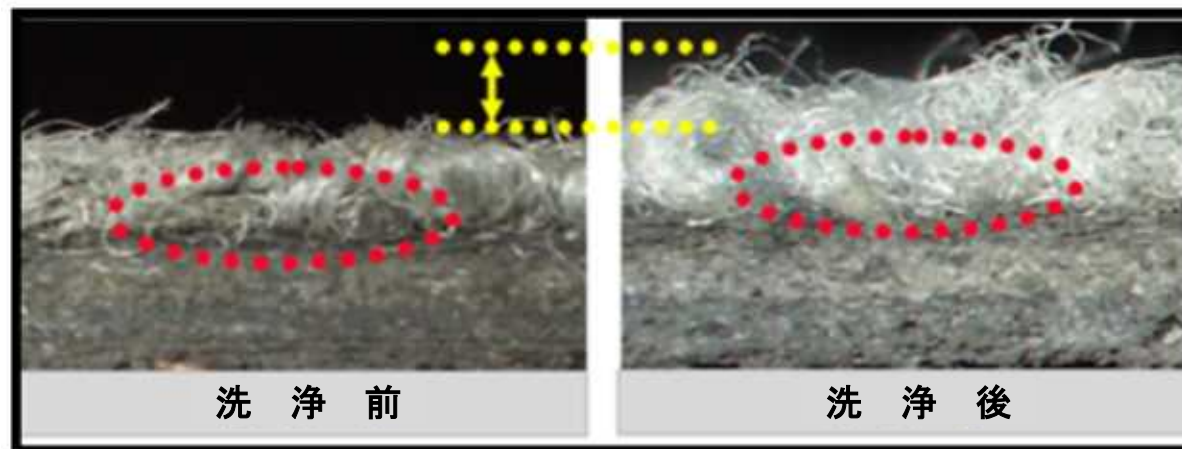
タイルカーペット洗淨に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
タイルカーペット洗淨	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">① 洗淨に使用する機器の消費電力量が<u>0.22kWh/m²以下</u>であること。② 洗淨に使用する水量が<u>40L/m²以下</u>であること。③ 洗淨に使用する洗剤等は、<u>清掃に係る判断の基準</u>（「清掃」参照。）<u>を満たす</u>こと。④ 洗淨完了後のタイルカーペットを水洗いした<u>回収水の透視度が5ポイント以上</u>であること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">① 洗淨に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。② 洗剤の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。③ 洗淨に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されていること。④ 洗淨に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。

タイルカーペット洗浄③

タイルカーペット洗浄の施工例（1/2）

基布に堆積したすべての汚れを遊離分解させる

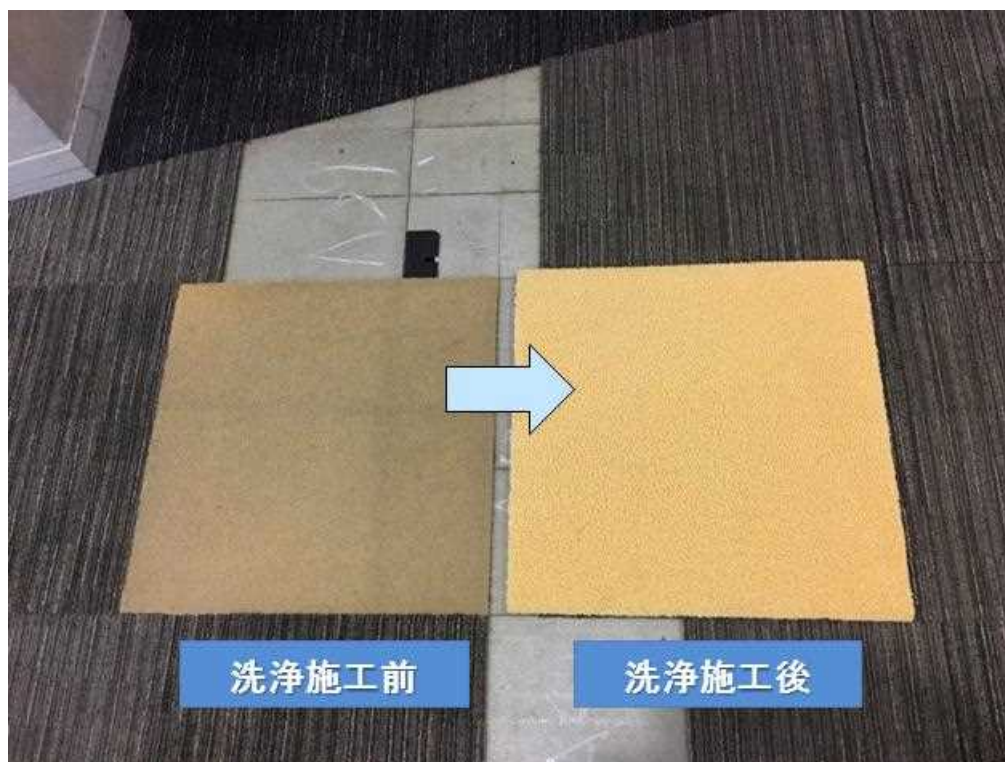


タイルカーペット洗浄の施工前後比較



タイルカーペット洗浄④

タイルカーペット洗浄の施工例（2/2）



木材・プラスチック再生複合材製品（WPRC）

- 対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるもの

■ WPRC（Wood-Plastic Recycled Composite）の主な原料

- ➔ 廃棄物として発生した木質原料と産業廃棄されたプラスチック原料
 - ➔ 木質原料：建築解体廃木材、剪定した枝、家具製造工場などから発生する端材、残材、鋸くずなど
 - ➔ プラスチック原料（熱可塑性プラスチック）：家電リサイクル・容器包装リサイクル・産業廃棄物などから得られるリサイクルプラスチック

■ WPRCの主な環境面の特徴

- ➔ 上記のとおり廃棄物・再生材料が主な原料
- ➔ 使用後の製品は回収して繰り返し原料として使用可能

木材・プラスチック再生複合材製品②

木材・プラスチック再生複合材製品に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
木材・プラスチック再生複合材製品	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">① リサイクル材料等として認められる原料が原材料の<u>重量比で60%以上</u>（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。② 原料として使用される木質材料は、<u>リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%</u>であること。③ 重金属等<u>有害物質の含有及び溶出について問題がない</u>こと。④ 製品に使用される<u>プラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さない</u>ものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。

- 備考 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2リサイクル材料等の含有率区分R60,R70,R80及びR90は本基準を満たす。

木材・プラスチック再生複合材製品の施工例



遊歩道、ベンチ

- ① 特定調達品目への新規追加品目
- ② 特定調達品目からの削除品目
- ③ 木材・木材を原料とする製品の合法性確認
- ④ 本年度の判断の基準等の見直し品目

【削除】 蛍光灯照明器具・缶詰

蛍光灯照明器具（照明）

- **LED等の照明のエネルギー基本計画及び日本再興戦略2016の目標**
 - **2020年にフロー100%、2030年にストック100%**
- **政府実行計画におけるLED照明の導入推進**
 - 政府全体のLED照明のストックの導入割合**2020年度までに50%以上**
 - 原則として**庁舎の新築・改修時にはLED照明を導入**

缶詰（災害備蓄用品）

- **賞味期限に係る判断の基準（5年以上）を満たす製品**
 - 平成27年度において**国内出荷の0.1%未満**
 - 経過措置の3年以上を満たす製品が上市製品のほぼすべてを占める
- **今後の判断の基準（5年以上）を満たす製品の見通し**
 - 5年以上の製品は存在（技術的には可能）するが、製缶メーカーによる空缶の品質保証期間が3年であり、自己責任による製品開発となることから、**5年以上の缶詰の開発・生産の取組の進展は困難**との見通し

- ① 特定調達品目への新規追加品目
- ② 特定調達品目からの削除品目
- ③ **木材・木材を原料とする製品の合法性確認**
- ④ 本年度の判断の基準等の見直し品目

木材・木材を原料とする製品の合法性確認

平成18年4月1日より前に契約された物品等の取扱い

「ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記 **ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要**とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。」

平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に由来する原料・製品の在庫状況（平成28年度調査）

在庫量(m ³)	うちH18.4.1より前のもの(m ³)	割合(%)
15,842	1,232	7.8

平成18年4月1日より前の在庫を明確に区別することで通常品との混在を防止

「予め当該原料・製品等を特定し、**毎年1回林野庁に報告**を行うとともに、当該原料・製品等に対し、特定された物品であることを示した場合」は合法性の証明は不要

- ➔ 紙類、記録用メディア、再生木質ボード、印刷の「ただし書き（経過措置）」を削除
- ➔ 品目を限定（文具類、オフィス家具等、ベッド、製材等、フローリング）した取扱いとする

木材・木材を原料とする製品の合法性確認

平成18年4月1日より前に契約された物品等の取扱い

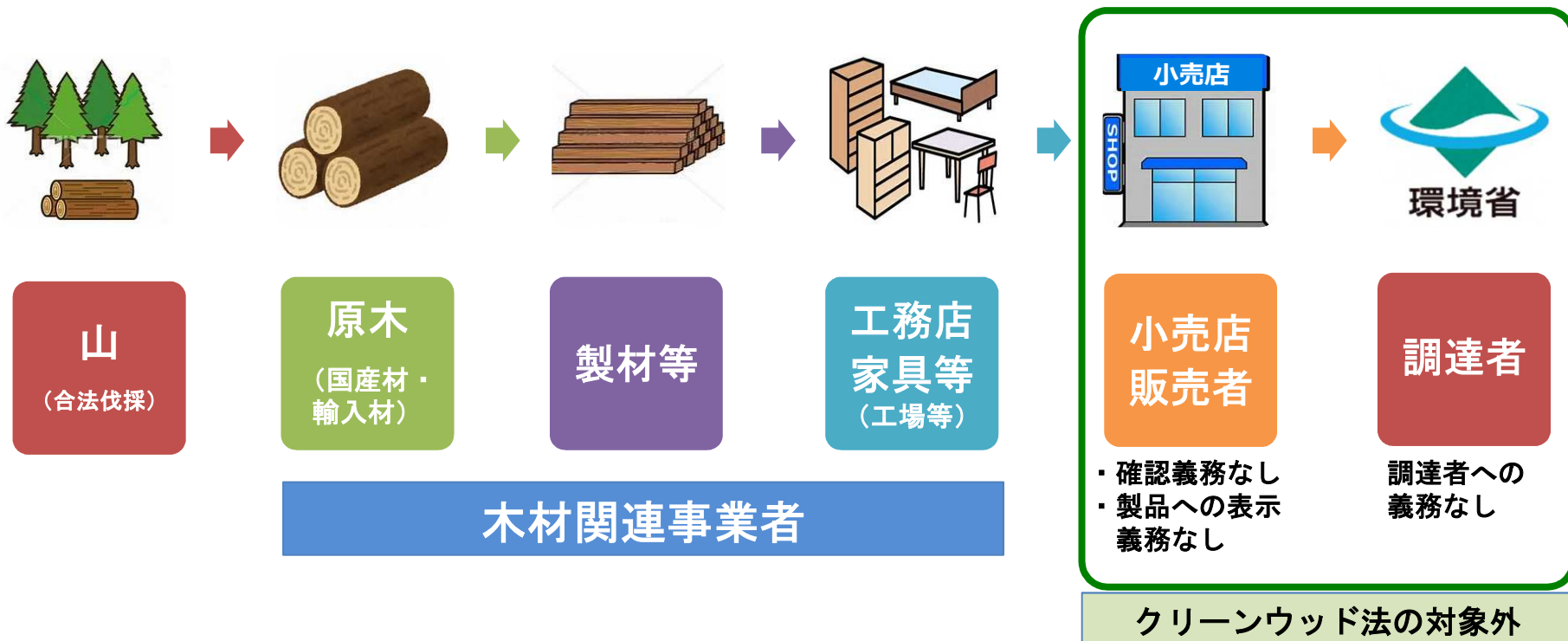
分野	品目	平成18年4月より前に契約された物品等の合法性証明の取扱い
紙類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンタ用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙	経過措置の削除（合法性の証明必要）
文具類	文具類共通	在庫の特定、林野庁への報告及び証明書への記載により合法性の証明不要
オフィス家具等	全品目	在庫の特定、林野庁への報告及び証明書への記載により合法性の証明不要
電子計算機等	記録用メディア	経過措置の削除（合法性の証明必要）
インテリア・寝装寝具	ベッドフレーム	在庫の特定、林野庁への報告及び証明書への記載により合法性の証明不要
公共工事	製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、フローリング	在庫の特定、林野庁への報告及び証明書への記載により合法性の証明不要
	パーティクルボード、繊維版、木質系セメント板	経過措置の削除（合法性の証明必要）
役務	印刷	経過措置の削除（合法性の証明必要）

木材・木材を原料とする製品の合法性確認

クリーンウッド法の合法木材の確認の流れ

「**木材関連事業者**には、クリーンウッド法に基づく登録の有無にかかわらず、法の対象とする木材等について、合法性の確認その他の措置を講ずるよう努めることが求められる。」

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の手引き」より抜粋



クリーンウッド法の施行に伴う合法性の確認

見直しに当たっての考え方

- クリーンウッド法の施行に伴い詳細な合法性の確認の対象となる品目は、**クリーンウッド法の対象物品**であり、対象となる事業者は**クリーンウッド法に定める木材関連事業者**
- 木材関連事業者以外については、現行どおり林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）（合法性ガイドライン）」に準拠して合法性確認を実施
- クリーンウッド法対象物品については、「木材関連事業者はクリーンウッド法に則するとともに、合法性ガイドラインに準拠して行う」

【特定調達品目のうちクリーンウッド法の対象物品】

紙類、オフィス家具等の一部、ベッドの一部、小径丸太材、製材等、フローリングの一部、木質系セメント板

クリーンウッド法の施行に伴う合法性の確認

【対象分野・品目】

紙類、オフィス家具等（一部）、ベッド（一部）、小径丸太材、製材等、フローリング（一部）、再生木質ボード（一部）

【改定例（紙類 コピー用紙 判断の基準及び備考）】

（判断の基準②）

- 「バージンパルプが使用される場合にあつては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、**間伐材により製造されたバージンパルプ及び**合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。」

（備考8）

- 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、**木材関連事業者にあつては、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）」に則するとともに、**林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。**また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。**

木材関連事業者はクリーンウッド法に則した合法性の確認を行うことを備考に明記

木材・木材を原料とする製品の合法性確認

グリーン購入法の分野・品目別の合法性の確認方法

分野・品目	CW法	事業者区分	合法性の確認方法
紙類	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し ^{注1} 、合法性ガイドラインに準拠 ^{注2}
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠
オフィス家具等、ベッド	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し、合法性ガイドラインに準拠
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠
	対象外	—	合法性ガイドラインに準拠
小径丸太材、製材等	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し、合法性ガイドラインに準拠
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠
フローリング、木質系セメント板	対象	木材関連事業者	クリーンウッド法に則し、合法性ガイドラインに準拠
		上記以外	合法性ガイドラインに準拠
	対象外	—	合法性ガイドラインに準拠

注1 木材関連事業者はクリーンウッド法に則して合法性確認を実施

注2 合法性、持続可能性の確認は合法性ガイドラインに準拠して実施（現行の基本方針のとおり）

【クリーンウッド法において合法性の確認に活用可能な4つの方法】

1. 森林認証制度及びCoC認証制度を活用する方法
2. 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が証明する方法
3. 個別企業等の独自の取組により証明する方法
4. 都道府県等による森林や木材等の認証制度を活用する方法（新たな確認方法）

合法性ガイドラインにおける3つの確認方法

クリーンウッド法

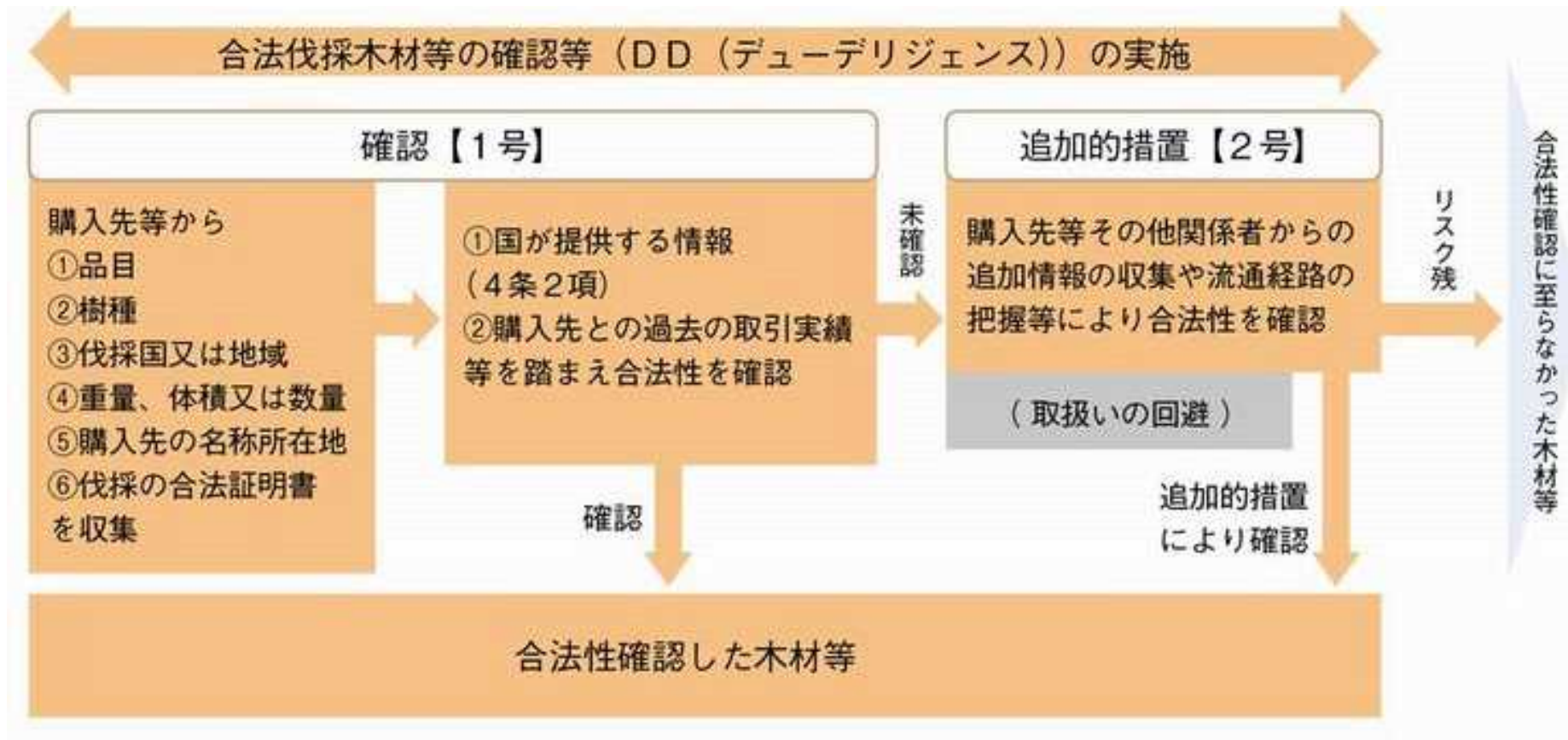
○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

- 我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材・その製品の流通及び利用を促進することを目的として、対象となる木材等や木材関連事業者の範囲、登録制度等を定めるとともに、木材関連事業者や国が取り組むべき措置について定めている【平成28年5月20日公布、平成29年5月20日施行】
- 定義【法第2条第1項～第3項】
 - 「木材等」：木材（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）
 - 「合法伐採木材等」：我が国又は原産国の法令（我が国の法令にあっては、条例を含む。）に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）
 - 「木材関連事業者」：木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く。）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材等を利用する事業であって主務省令で定めるものを行う者

クリーンウッド法の詳細については[林野庁HPの「クリーンウッドナビ」](#)を参照

【参考】クリーンウッド法について

合法性確認の方法（第一種木材関連事業）【法第6条第1項関係】



【参考】クリーンウッド法について

合法性確認の方法（第一種木材関連事業）【法第6条第1項関係】

木材等の合法性の確認は、第一種木材関連事業において最初に行われ、第二種木材関連事業においては、第一種木材関連事業において合法性の確認が行われた木材等について再確認することになり、両者の合法性の確認方法は異なる。

樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者に対して、下記の書類を提出させ、法令等情報、樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者との取引実績その他の必要な情報を踏まえて、これらの書類の内容を確認する。

- ① 樹木の所有者から譲り受け、若しくは販売の委託若しくは再委託を受けた丸太又は輸入した木材等についての次の事項を記載した書類
 - 種類及び原材料となっている樹木の樹種
 - 原材料となっている樹木が伐採された国又は地域
 - 重量、面積、体積又は数量
 - 原材料となっている樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者の氏名又は名称及び住所
- ② ①の丸太又は木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことを証明する書類

上記の方法によって合法性が確認できない場合には、次のいずれかの措置を実施する。

- ③ 合法性が確認できない木材等の原材料となっている樹木が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されたことに係る情報であって、上記 ②の書類以外のものを収集し、法令等情報、その他の必要な情報を踏まえて、当該情報の内容を確認する。
- ④ **合法性が確認できない木材等を取り扱わない。**

- ① 特定調達品目への新規追加品目
- ② 特定調達品目からの削除品目
- ③ 木材・木材を原料とする製品の合法性確認
- ④ 本年度の判断の基準等の見直し品目
 - a. **GHG排出削減に直接関連する主な品目**
 - b. 上記以外の見直し品目

LED照明器具の見直しの背景

- **LED等の高効率照明のエネルギー基本計画等における目標**
 - 2020年にフローで100%・ストックで50%、2030年にストックで100%
- **政府実行計画におけるLED照明の導入推進**
 - 政府全体のLED照明のストックの導入割合2020年度までに50%以上
 - 原則として庁舎の新築・改修時にはLED照明を導入、設置・更新後15年を経過している照明は2020年度までにLED照明への切替
- **LED照明の技術開発の進展及び市場への普及**
 - エネルギー消費効率等の技術開発の進展が著しい品目
 - LED照明器具の国内出荷量は平成26（2014）年の41,649千台から平成28（2016）年の60,465千台へと2年間で45%増



国等の機関の調達量の大幅な増加、環境負荷低減効果が見込まれるため、市場動向を踏まえた新たな判断の基準の検討が必要

LED照明器具に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
LED照明器具	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">① 投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">ア. 固有エネルギー消費効率が表1に示された基準を満たすこと。イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。② 投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">ア. 固有エネルギー消費効率が表2に示された基準を満たすこと。イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。③ LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。④ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

備考1 本項の判断の基準の対象とする「LED照明器具」とは、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。【後略】

注：これまでLED照明器具の対象であった「卓上スタンド」は対象外となった。

6 本項のLED照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。

7 本項のLED照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。

LED照明器具③

新たな判断の基準【現行の対象照明器具】

これまで対象のLED照明器具のエネルギー消費効率に係る判断の基準

光源色	関連色温度	固有エネルギー消費効率	
		現行の基準	新たな基準
昼光色	5,700~7,100K	110lm/W以上	120lm/W以上
昼白色	4,600~5,500K		
白色	3,800~4,500K		
温白色	3,250~3,800K	75lm/W以上	85lm/W以上
電球色	2,600~3,250K		



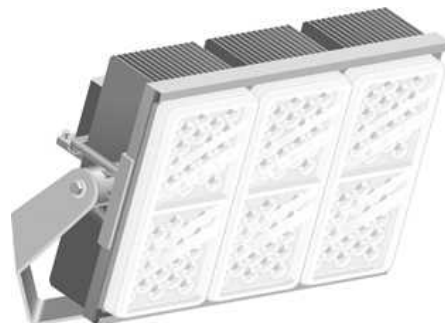
高天井器具は
100lm/W以上
130lm/W以上

高天井器具の例（光束は11,000lm以上）

新たな判断の基準【LED投光器及びLED防犯灯】

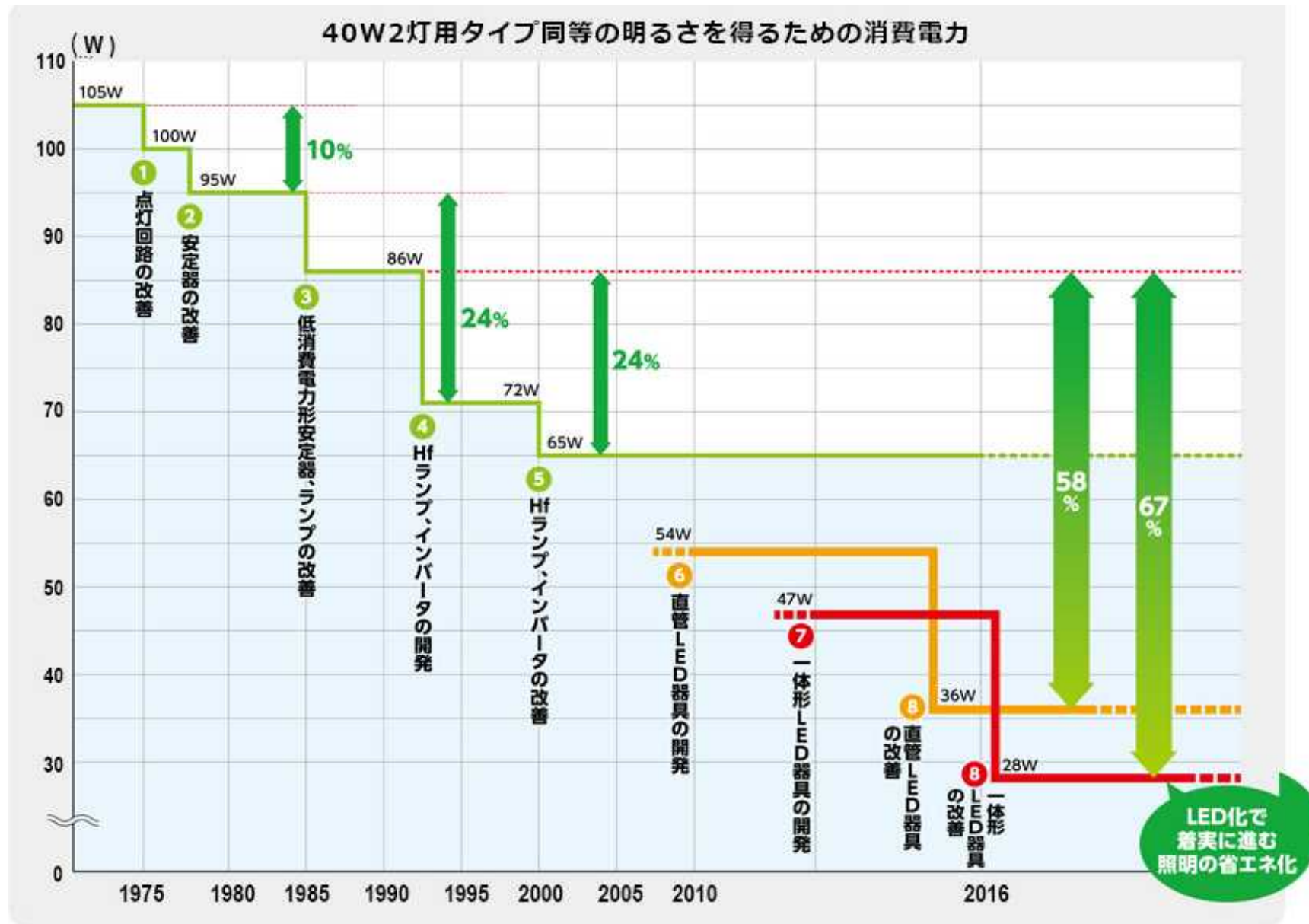
LED投光器及びLED防犯灯のエネルギー消費効率に係る判断の基準

光源色	相関色温度	固有エネルギー消費効率	
		投光器	防犯灯
昼光色	5,700~7,100K	105lm/W以上	80lm/W以上
昼白色	4,600~5,500K		
白色	3,800~4,500K		
温白色	3,250~3,800K	90lm/W以上	対象外
電球色	2,600~3,250K		



LED投光器及びLED防犯灯の例

【参考】照明器具の消費電力の推移



電球形LEDランプに係る判断の基準

品目	判断の基準等
電球形状のランプ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかの要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">① 電球形LEDランプである場合は、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">ア. ランプの種類及び形状がA形であって、口金の種類がE26又はE17の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。イ. 上記ア以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。エ. 定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。② 電球形蛍光ランプである場合は、次の要件を満たすこと。<ul style="list-style-type: none">ア. エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。イ. 水銀封入量は製品平均4mg以下であること。ウ. 定格寿命は6,000時間以上であること。

電球形状のランプ②

新たな判断の基準【A形（E26又はE17口金）のLEDランプ】

電球形LEDランプのランプ効率に係る判断の基準

光源色	相関色温度	ランプ効率	
		A形（E26/E17口金） 表1	左記以外 表2
昼光色	5,700~7,100K	110.0lm/W以上	80lm/W以上
昼白色	4,600~5,500K		
白色	3,800~4,500K		
温白色	3,250~3,800K	98.6lm/W以上	70lm/W以上
電球色	2,600~3,250K		

※A形（E26又はE17口金）のうち、①電源電圧50V以下、②平均演色評価数Ra90以上、③調光器対応機能付きのいずれかに該当する場合は、表2の基準（従前の電球形LEDランプのランプ効率に係る判断の基準）

併せて電球形LEDランプ及び電球形蛍光ランプ以外の電球を対象から除外

自動車の見直しの背景

- **ほぼ全ての車種において現行の判断の基準を満たす自動車が市場占有率90%を超える状況**
 - 特に燃費性能については大幅な改善【（一社）日本自動車工業会による平成27年度の調査実績】
- **自動車に係る判断の基準における準用基準の改定**
 - 燃費基準については省エネ法トップランナー基準の告示（乗用車：平成32（2020）年度、貨物車：平成34（2022）年度）
 - 排出ガスについては平成30年排出ガス規制の導入
 - 測定モード（JC08⇒WLTC）の変更、LMH燃費表示の導入
- **政府実行計画における公用車の導入に係る2030年度の目標を踏まえ対象範囲等も考慮**
 - 2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車の**ほぼ全てを次世代自動車**とすることに向けて努める。2020年度を中間目標として、**4割程度を次世代自動車**とすることに向けて努める



関連基準の改定等を踏まえた新たな判断の基準の検討が必要

自動車【対象車種】

対象車種は道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とし、具体的には次の①～⑩のとおり（**現行の対象車種と同様**）。

- ① 電気自動車
- ② 天然ガス自動車
- ③ ハイブリッド自動車
- ④ プラグインハイブリッド自動車
- ⑤ 燃料電池自動車
- ⑥ 水素自動車
- ⑦ クリーンディーゼル自動車（乗車定員**10人**以下の乗用自動車に限る。）
- ⑧ ガソリン自動車
- ⑨ ディーゼル自動車（上記⑦を除く。）
- ⑩ LPガス自動車

次世代自動車

特定調達物品

次スライド参照


自動車③

自動車【⑧ガソリン車、⑨ディーゼル車、⑩LPガス車】

区分	車種・定員等	車両総重量	燃料の種類		
			ガソリン	軽油	LPガス
乗用自動車	10人以下	2.5ト以下	平成32年度 (表1,表2)	平成32年度 (表2)	平成32年度 (表1,表2)
	11人以上	3.5ト以下	平成27年度 (表1,表3)	平成27年度 (表3)	対象外
		3.5ト超	対象外	平成27年度 (表6)	対象外
貨物自動車	軽貨物車		平成27年度 (表1,表4)	平成27年度 (表5)	平成27年度 (表1,表9)
	軽量車	1.7ト以下			
	中量車	1.7ト超2.5ト以下			
		2.5ト超3.5ト以下	対象外		
重量車 (トラック等・トラクタ)	3.5ト超	対象外	平成27年度 (表7・表8)	対象外	

 燃費基準・排出ガス基準ともに設定

 燃費基準のみ設定

 対象外

注1：年度は燃費基準値のトップランナー目標年度

注2：（ ）内は燃費に係る判断の基準の表番号

自動車（⑧⑨⑩）に係る判断の基準の概要

重量車（乗用・貨物）を除く判断の基準は以下のとおり。

【判断の基準】

○ 燃費基準値

- 小型バスを除く乗用自動車については燃料の種類によらず平成32年度燃費基準に見直し
- 小型バス・貨物自動車については平成27年度燃費基準
 - ➡ 平成34年度（又は32年度）燃費基準を満たす自動車の市場への供給状況を踏まえ、適切に見直し

○ 排出ガス基準値

- ガソリン自動車又はLPガス自動車については平成30年排出ガス規制値50%低減を追加（平成17年排出ガス規制値75%低減又は50%低減は従前どおり）
 - ➡ ディーゼル自動車については平成21年排出ガス規制（ポスト新長期）又は平成30年規制値【判断の基準設定なし】

自動車に係る配慮事項及び備考の概要

【配慮事項】

○鉛の使用量の削減

- 現在販売されているすべての車種で削減目標を達成していることから**配慮事項を削除**
 - ➡ (一社)日本自動車工業会会員各社は**2006年以降鉛の使用量の削減に取り組み1996年比1/10に削減**

○アイドリングストップ自動車

- 燃費及び排出ガス性能については当該車両の燃費値及び排出ガス値で評価することが適当であることから特定仕様である**配慮事項を削除**

【備考】

○バイオディーゼル燃料の利用促進

- **バイオディーゼル燃料混合軽油 (B5) の利用促進に係る記載を追加 (脂肪酸メチルエステル5%、軽油95%)**

業務用エアコンディショナーの見直しの背景等

- フロン類についてはモントリオール議定書キガリ改正（2016年10月）が採択され、我が国を含む先進国は2036年までに85%削減（2011-2013年比）が必要
 - 議定書の規制対象物質にHFCが追加
 - 今世紀末までのHFC由来の地球全体の平均気温上昇は約0.5℃分と推計されていたが、キガリ改正の着実な実施により0.06℃まで抑制可能
- 地球温暖化対策におけるフロン類対策の重要性
 - HFCは我が国において冷媒用途を中心にその排出量が増加しており、その排出抑制対策の重要性が高まっているところ

2016年のHFCs排出量は4,330万トンのCO₂eqであり2005年比**238%増加**

- 政府実行計画におけるHFC代替物質を使用した製品の積極的な選択、HFC使用製品の場合は低GWP製品の積極的な選択



業務用エアコンディショナーの早期の低GWP化
フロン排出抑制法の目標年度に先駆け基準化

エアコンディショナー②

エアコンディショナーに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
エアコンディショナー	<p>【判断の基準】</p> <ol style="list-style-type: none">① 家庭用品品質表示法施行令別表第3号（一）のエアコンディショナーであって、直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）のうち冷房能力が4.0kW以下のものについては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。② 上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。③ 業務の用に供するエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率に88/100を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。④ 冷媒に使用される物質の<u>地球温暖化係数は750以下</u>であること。⑤ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

※本見直しにより家庭用に加え、業務用エアコン（店舗・オフィス用エアコンの一部）のGWP値を新たに設定

【参考】フロン排出抑制法の指定製品・目標値等

指定製品の対象及び環境影響度の目標値・目標年度


指定製品の区分	現在使用されている 主な冷媒及びGWP	環境影響度 の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A (2090) R32 (675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A (2090)	750	2020
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員11人以上のものを除く)に掲載されるものに限る)	R134a (1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット (圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの等を除く)	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1774) CO ₂ (1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器 (5万m ³ 以上の新設冷凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R404A (3920) アンモニア (一桁)	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材 (現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2020
専ら噴射剤のみを充填した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a (1430) HFC-152a (124) CO ₂ (1)、DME (1)	10	2019

電気便座に係る判断の基準等の見直し

■ エネルギー消費効率に係る判断の基準の経過措置

- ➔ パブリック向け瞬間式温水洗浄便座はエネルギー消費効率に係る4つ星相当の基準を緩和し、3つ星以上とする経過措置を長期にわたり設定
- ➔ 暖房便座及び貯湯式の温水洗浄便座はトップランナー基準の達成（2つ星）とする経過措置を長期にわたり設定

市場動向及び今後の製品開発の状況を検討したところ、現段階では当該製品区分のエネルギー消費効率の大幅な改善は困難と判断。**適切な基準を再設定**

品 目	判断の基準等														
<p>電気便座</p> 	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 <table border="1" data-bbox="658 1214 1973 1453"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基準エネルギー消費効率 (kWh)</th> </tr> <tr> <th>洗浄機能の有無</th> <th>貯湯タンクの有無</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暖房便座 (洗浄機能無し)</td> <td></td> <td>141</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">温水洗浄便座 (洗浄機能有り)</td> <td>貯湯式 (貯湯タンク有り)</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>瞬間式 (貯湯タンク無し)</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		基準エネルギー消費効率 (kWh)	洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無		暖房便座 (洗浄機能無し)		141	温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)	175	瞬間式 (貯湯タンク無し)	97
区 分		基準エネルギー消費効率 (kWh)													
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無														
暖房便座 (洗浄機能無し)		141													
温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)	175													
	瞬間式 (貯湯タンク無し)	97													

- ① 特定調達品目への新規追加品目
- ② 特定調達品目からの削除品目
- ③ 木材・木材を原料とする製品の合法性確認
- ④ **本年度の判断の基準等の見直し品目**
 - a. GHG排出削減に直接関連する主な品目
 - b. 上記以外の見直し品目**

間伐材の利用促進

【配慮事項】

- ⑥ 間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること

都道府県等による森林、木材制度等の活用等

(備考・その他)

- なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする（備考16）
 - ➡ クリーンウッド法の合法性の確認に活用可能な方法

■ 都道府県等による森林、木材制度等の活用

- 記録用メディア、ベッドフレーム、フローリング、パーティクルボード、繊維版、木質系セメント板、合板型枠及び印刷の各品目に同様の記載

塗工されている印刷用紙の判断の基準の適用

【判断の基準】

- 塗工されているものにあつては、塗工量が両面で $30\text{g}/\text{m}^2$ 以下であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと

➡ 従前の塗工量に係る判断の基準に加え、塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を追加

（備考・その他）

- 塗工されている印刷用紙に係る判断の基準は、本基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による（備考15）

単一素材分解可能率の強化

【判断の基準】

- ① 収納庫、棚（書架、軽量棚、中量棚）にあつては、次のア～ウの要件を、それ以外の場合にあつては、イ及びウの要件を満たすこと
 - ア. 区分ごとの基準を上回らない
 - イ. 単一素材分解可能率が90%以上
 - ➡ 85%以上から90%以上に引き上げ
 - ウ. 評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計を実施

固体光源の製品の判断の基準の見直し

【判断の基準】

- ① 製品本体の重量が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと

表1 製品本体重量の基準

有効光束：Φ (lm)	光源ランプの数	重量の基準の算定式 (kg)
Φ < 2,500	—	$4.0 \times \alpha \times \beta$
$2,500 \leq \Phi < 4,000$	—	$5.0 \times \alpha \times \beta$
$4,000 \leq \Phi < 5,000$	1個	$0.003 \times \Phi \times \alpha \times \beta$
	2個以上	$0.003 \times \Phi \times \alpha \times \beta \times 1.1$

備考1 αは係数であって、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0とする。

2 βは係数であって、発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイス(以下「固体光源」という。)の場合は1.2、それ以外の場合は1.0とする。

固体光源の製品の判断の基準の見直し

【判断の基準】

- ② 消費電力が表2に示された区分ごとの算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと

表2 消費電力の基準

有効光束：Φ (lm)	消費電力の算定式 (W)
$\Phi < 2,500$	$0.085 \times \Phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$
$2,500 \leq \Phi < 5,000$	$0.077 \times \Phi \times \alpha \times \beta \times \gamma + 80$

備考 α、β及びγは係数であって、次の数値を表す。

α：解像度がWXGA（1,280×768ドット）以上のプロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0

β：超短焦点プロジェクタ又は短焦点プロジェクタの場合は1/cosθ、それ以外の場合は1.0。ただし、θは打上角（プロジェクタのレンズ（ミラー）中心を通る水平線と投射画面中心の角度）とし、最大で1.3とする

γ：光源にランプを2個以上使用する場合又は**固体光源を使用する場合は1.5**、それ以外の場合は1.0

使用を制限する有害化学物質の表などの見直し

(備考・その他)

- トナー及びインクの「化学安全性」とは、次の基準による（備考9）
 - ➡ REACH規則への整合に伴う変更

エネルギー消費効率に係る経過措置の一部延長

【判断の基準】

- ① エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率198%以上）

（備考・その他）

- 判断の基準①について 受信機型サイズが39V型以下のものは 平成30年度1年間は経過措置とし、この期間は多段階評価基準の 3つ星（エネルギー基準達成率149%以上）でも可（備考7）※

➡ 受信機型サイズが39V型以下のものについて平成30年度も引き続き経過措置を延長

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	246%以上
★★★★	198%以上 246%未満
★★★	149%以上 198%未満
★★	100%以上 149%未満
★	100%未満

※ { } 基準を満足

植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること
 - ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加等

【配慮事項】

- ② 製品又は付属品に使用される繊維には、可能な限り竹繊維、未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること
- ➡ 付属品等への竹繊維の利用促進

カーテン・布製ブラインド【p.134】

経過措置の延長

（備考・その他）

- 判断の基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の適用について平成30年度1年間の経過措置とする。経過措置は市場動向等を勘案して適切に検討（備考12）
 - ➡ 判断の基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の基準については経過措置を1年間延長

未利用繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

○ 次のいずれかの要件を満たすこと

③ 未利用繊維が**製品全体重量比**（すべり止め塗布加工部分を除く。）**で50%以上**使用

➡ 従前の判断の基準（①再生PET樹脂、②ポストコンシューマ材料及び④植物由来合成樹脂に加え、**未利用繊維の基準**を新たに追加

植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ④ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること
 - ⑤ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

環境配慮設計に係る判断の基準の追加等

【判断の基準】

- ② 太陽電池モジュール及び周辺機器に関する情報開示
 - ➡ 廃棄時の注意事項として使用済製品が最終処分された際の**適正処理に必要な情報の開示**を明示
- ⑦ 太陽電池モジュールについて**環境配慮設計**による事前評価及び評価内容の確認
 - ➡ **表2**に示した環境配慮設計の評価項目について事前に評価を行い、その内容が確認できることが必要

【配慮事項】

- ③ 設備撤去時に撤去事業者又は排出事業者による回収・再使用・再生利用が可能であること、再使用又は再生利用されない部分は適正処理が可能であること
- ⑥ 重金属等有害物質の不使用又は可能な限りの使用量の低減

調達者が留意すべき事項

(備考・その他)

● 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意（備考7）

カ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、再使用又は再生利用に努めるとともに、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を実施

➡ 判断の基準②の適正処理のための情報開示及び配慮事項③の設備撤去時の配慮との関連事項

使用済製品の適正処理に必要な情報の開示等

【判断の基準】

② 集熱器及び周辺機器に関する情報開示

- ➡ 廃棄時の注意事項として使用済製品が最終処分された際の**適正処理に必要な情報の開示**を明示

【配慮事項】

- ③ 設備撤去時に撤去事業者又は排出事業者による回収・再使用・再生利用が可能であること、再使用又は再生利用されない部分は適正処理が可能であること
- ⑤ 重金属等有害物質の不使用又は可能な限りの使用量の低減

年間の環境負荷に関する情報開示

(備考・その他)

- 判断の基準④の環境負荷低減効果の確認とともに、**年間を通じた環境負荷に関する情報開示**が必要（備考5）
 - ➡ 日射調整フィルムは室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽機能を有するフィルムであるが、冷房期の効果のみならず暖房期を含めた年間の環境負荷に関する情報開示を求めたもの

判断の基準において合板型枠全体を対象

<合板型枠の対象>

- 従前は型枠に用いる合板について判断の基準を設定



- 補強用の角材（いわゆる「栈木」）を含む**合板型枠全体が対象**

【判断の基準】

- ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたもの
- ② ①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたもの

再生資源及び間伐材の利用促進、板面表示灯

【配慮事項】

- ② 木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いこと

（備考・その他）

- 合板型枠の板面には次の内容を表示（備考3）

ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

- ➡ 従前は型枠用合板の合法性の確認及び板面表示であつたが、補強用の角材（桟木）を含めた合板型枠全体が対象であることに留意が必要

食品廃棄物の削減

【配慮事項】

- ④ 食堂で提供する料理の量を調節可能とし、食べ残し等の食品廃棄物の削減
 - ➡ 食品ロスを抑制するための配慮

清掃【p.226】

清掃作業に伴う廃液の適正処理のための措置

（備考・その他）

- 調達を行う各機関は、床維持剤の剥離洗浄廃液等の建築物の清掃作業に伴う廃液の適正処理を図るよう必要な措置を講ずる（備考6）
 - ➡ 床維持剤（ワックス）の剥離洗浄廃液等をはじめ、清掃作業に伴う廃液は産業廃棄物に当たる場合があることから、当該地域における法令等を踏まえ、適正処理を行うために必要な措置を講ずることを求めたもの

環境保全のための仕組み・体制整備

【判断の基準】

② 環境保全のための仕組み・体制の整備

(備考・その他)

- 環境に関する計画・目標を策定するとともに、当該計画等の実施体制を定め、環境保全に向けた取組を推進（備考2）
 - ➡ 事業者として環境保全を推進するための仕組み・取組体制の整備を求めるもの

環境保全のための仕組み・体制の整備については「旅客輸送（自動車）【p.234】」及び「引越輸送【p.245】」において新たな判断の基準として追加

⑤ モーダルシフトの実施

(備考・その他)

- 主業務が幹線輸送を伴わない場合は適用外（備考6）

輸配送②

再配達の削減

【配慮事項】

- ⑤ 再配達を削減するための取組の実施
 - ➡ 事業者のみならず、受取側における取組も不可欠

飲料自動販売機設置【p.241】

経過措置の終了

【判断の基準】

- ② 冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用
(備考・その他)

- 判断の基準②の冷媒は、カップ式飲料自動販売機のうち、平成29年4月30日までに設置事業者から製造事業者が発注された自動販売機には適用しない(備考5)

- ➡ カップ式自動販売機の経過措置を平成29年4月末で終了

WARM BIZ (ウォームビズ)



あつたまる工夫を、
みんなにシェア!すべし。

あつたまる
あつた丸

特に冷えやすい首まわりや
足もとをあたためよう

煮込み料理などを食べて
体をあたためよう

暖房時の室温は
20℃以下に

「賢い選択」で冬を快適に。

WARM BIZ

平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

ブラインドなどの活用で、
太陽のあたたかさを取り入れよう

根菜や香辛料など、
体をあたためる食材をとろう

動きやすくあたたかい
室内着を活用しよう

WARM BIZ

詳しくはWEBで [ウォームビズ](#) [検索](#)

「賢い選択」

日本は、2030年に向けて、
温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）
する目標を掲げています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、
低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルなど、
温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」を
していこうという取組です。

クールチョイス [検索](#)



「賢い選択」